

知ルベカラズ、況令ノ正文ニ十龠ト云ハザレバ、十龠ヲ用ヒシトハ定メ難キニ似タリ、然ルヲ本朝ノ量ヲ十龠ト、定メシハ如何、答延喜雜式ニ、凡公私運米、五斗爲俵、仍用三俵爲駄ト云ヘリ、雜令ニ穀ヲバ大量ニテ量ルト云ヒ、雜式ニハ悉ク大ヲ用フト云ヒタレバ、此五斗モ大量ナルベシ、小量ヲ二龠トスレバ、大量ハ六龠ナリ、六龠ノ合ヲ以テ五斗ヲ量レバ、今ノ一斗九升八合八勺餘ナリ、俵トセニ甚少キニ非ラズヤ、ノ三斗三升一合、餘三俵ハ今ノ五斗九升六合餘ナリ、

〔古今要覽器財〕令小升大升

大寶の時設けられし小大升は唐令と同じかるべし、よつて是を唐律六典通典等に通考するに、小尺の千六百二十寸を以て、小一石の積とし、是を三倍して大一石とするなれば、大一石の積、小尺の四千八百六十寸にあたる、その小尺は即今の曲尺の八寸三分三釐不盡にあたる、是尺一千六百二十寸は曲尺の九百三十七寸有奇にあたる、九百三十七寸を今量法六四五々にて歸除すれば、今量一斗四升五合一勺六撮七三有奇にあたる、是開元時量の三の一と明らかに通典にみえたれば、即唐律六典にのする黍量とおなじきものなるべし、是を小升とし大升をもとむれば、今之四斗三升五合五勺有奇を以て唐の大升とすべし、即是大寶の大小升なり、伊勢國安東郡在地倉付の升といふものあり、その太さ方六寸、深さ二寸五分とあり、六寸を自乗し三十六寸あり、二寸五分を乘じ九十寸あり、分積九萬あり、今量を以てはかるに、一升三合九勺四撮をいる、疑らくは是令小升の遺制にや、

〔今義解雜〕凡度地量銀銅穀者、謂量者權衡升斗相兼之稱也、文唯舉銀銅、不言金鐵、金貴者用大、雖文不言亦須准知、皆用大、此外官私悉用小者、

〔延喜式五雜〕凡度量權衡者、官私悉用大、但測晷景、合湯藥則用小者、